

様式第10号 (第10条関係)

消防活動障害となる行為等の届出書

西宮北 消防署長 殿		年 月 日
届出者 住所 氏名 電話 FAX		
行為の区分	<input checked="" type="radio"/> 1 揚煙行為等 (火災予防条例第47条第1号) <input type="radio"/> 2 水道断減水 (同条第4号) <input type="radio"/> 3 道路工事等 (同条第5号)	
目的	ボーイスカウト教育野営	
期間 (断・減水)	年 月 日 時 分から 年 月 日 時 分まで	
場所 (区 域)	兵庫県西宮市山口町船坂字西山林ノ奥 _____ 日本ボーイスカウト兵庫連盟 船坂野営場	
燃焼物の 種類・数量	倒木等の薪 約 kg	
出店の 種類・店数		
人出予想人員		
連絡先	氏名	電話
その他	防火用水(200ℓタンク…2基、20ℓポリタンク…10個)設置	
※ 受 付 欄		※ 経 過 欄

- 備考
- 1 法人にあっては、その名称、代表者氏名、主たる事務所の所在地を記入すること。
 - 2 行為区分により、該当する欄に記入すること。なお、「揚煙行為等」とは「火災とまぎらわしい煙又は火炎を発するおそれのある行為」をいう。
 - 3 その他の欄には、道路通行の可否、消火栓等の使用の可否（消火栓の新設、移設、撤去を含む。）又は消火器具等の概要を記入すること。
 - 4 工事区域、水道の断減水区間又は出店の区域を明示した図面を添付すること。なお、工事が1箇月以上に及ぶ場合は工事工程表を提出すること。
 - 5 届出事項に変更があった場合は、速やかに連絡すること。
 - 6 ※印欄は記入しないこと。正副2通提出してください。

○防火対策は、責任を持って行います。
○揚煙行為等の中止および変更の際は、必ず、事前に山口分署へ連絡します。